

下野市高齢者保健福祉計画 (第7期)を策定しました

2018年度からの新たな下野市高齢者保健福祉計画を策定しましたので、計画の概要をお知らせします。

計画策定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築及び運用と、高齢者の尊厳の保持と自立支援、要介護状態の重度化防止のためにも、地域包括ケアシステムの推進と深化が課題となります。

このため、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、市民や地域、関係機関と行政とが協働し、「地域包括ケアシステム」の実現を目指すために新たな計画を策定するものです。

計画期間と位置付け

計画期間は、2018年度から2020年度までの3年です。

また、この計画は、老人福

祉法に定める「老人福祉計画」と介護保険法に定める「介護保険事業計画」を策定し、市総合計画や国・県の施策等と調和が保たれたものとします。

基本方針

「みんなで支え合い 安心して暮らせる 健やかなまちづくり」を基本方針に、次の8つの目標を掲げています。

基本目標

- 1 生きがいづくりの推進
- 2 介護予防・日常生活支援の推進
- 3 介護サービスの充実・強化
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 認知症施策の推進
- 6 安全・安心な暮らしの確保
- 7 市民及び関係機関の理解・協力の促進
- 8 計画の点検・評価

介護保険料

本計画期間（2018年度から2020年度）の保険料を下表のように設定しました。

65歳以上の所得段階別保険料（2018年度～2020年度）

	対象者	算定式	保険料 (年額)
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.45 (月額 2,498円)	30,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.65 (月額 3,609円)	43,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額×0.75 (月額 4,164円)	50,000円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.85 (月額 4,719円)	56,600円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00 (月額 5,552円)	66,600円
第6段階	市民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20 (月額 6,662円)	79,900円
第7段階	市民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.30 (月額 7,218円)	86,600円
第8段階	市民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.50 (月額 8,328円)	99,900円
第9段階	市民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満	基準額×1.70 (月額 9,438円)	113,300円
第10段階	市民税課税かつ合計所得金額500万円以上700万円未満	基準額×1.90 (月額 10,549円)	126,600円
第11段階	市民税課税かつ合計所得金額700万円以上	基準額×2.10 (月額 11,659円)	139,900円